

7 アイヌモシリ～人間が静かに暮らす大地・北海道～

1 主 題 アイヌの人々の人権

2 主題・教材について

アイヌ民族は、独自の文化を持つ日本列島北部周辺の先住民族である。しかし、中世後半からの和人支配や明治時代以降の北海道開拓の中で、その生活を破壊され、日本への同化を強いられるなど、民族として苦しい時代を送ってきた。現在においても、アイヌの人々やその文化に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在している。

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。

この教材では、江戸時代末期の蝦夷地探検や北海道の名付け親として知られる松浦武四郎を取り上げた。彼の残した膨大な記録には、アイヌの人々に対する和人の横暴な行為が厳しく指弾されている。なぜ、多数の和人とは異なり、武四郎はアイヌ民族を未開の人々と見なさなかったのか。武四郎の思いを知ることを通して、異なる文化を持つ人々への関わり方について学ばせたい。

また、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」等、先住民族の尊厳を取り戻そうとする国内外の動向を知ることから、全ての民族が尊重されるべき権利を有していることを理解させたい。

- ## 3 ねらい
- アイヌの人々に対する正しい認識を培う。
 - アイヌの人々の尊厳を尊重するとともに、アイヌの人々に対する差別をなくそうとする意欲・態度を培う。

4 展開例

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導 入	北海道の地名について知っていることを発表しよう。		DVD等
	<ul style="list-style-type: none"> 本文（はじめ～P.26右L.10）を読み、アイヌ語やアイヌの文化を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> アイヌ語が語源となっている地名があることに気づかせる。また、工芸品や民族舞踊等を写真で紹介し、アイヌの文化等に対する興味・関心をもたせる。 	
展 開	アイヌ民族と和人の歴史を読み取ろう。		
	<ul style="list-style-type: none"> 本文（P.26右L.11～P.27左L.39）を読み、アイヌの人々が深刻な事態に追い込まれた状況を知る。 本文（P.27右L.1～P.28右L.12）を読み、アイヌの人々がなぜ武四郎に信頼を寄せたのかを考える。 武四郎が『近世蝦夷人物誌』の巻末をこのような「夢物語」で締めくくった理由について考えるとともに、武四郎のアイヌの人々に対する思いを読み取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な背景による和人とアイヌ民族との間の従属関係により、アイヌの人々が一方的に搾取されていたことに気づかせる。 武四郎が「できる限りのことをしよう」とした理由を考えさせる。 武四郎が『東西蝦夷山川地理取調図』に多くのアイヌの地名、アイヌの人々の名前を記したこととつなげて考えさせる。 	
	「北海道」という地名に込められた思いについて考えよう。		
	<ul style="list-style-type: none"> 本文（P.28 右L.13～おわり）を読み、「北海道」という地名に込められた思い 	<ul style="list-style-type: none"> 当時、多くの和人がアイヌの人々を対等の存在と見なしていなかった中 	

展 開	について考える。	で、武四郎が「カイ（アイヌ）の土地」という言葉を地名に入れようとした意味を考えさせる。
	先住民族の権利について考えよう。	
	・本文（P.29）を読み、先住民族の権利を取り戻そうとする動きを知る。	・国連の働き、日本国内での取組についても押さえる。
ま と め	学習をふり返ろう。	
	・学習したことをふり返り、意見交換を行い、学びの共有を図る。	

《参考》

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（抜粋）

（平成9年5月14日法律第52号）

（目的）

第1条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

（施策における配慮）

第4条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

◇ アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議（平成20年6月6日第169回国会決議第1号）

昨年9月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

全ての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が21世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年7月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講じるべきである。

- 一 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。
 - 二 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。
- 右決議する。

▶参考となるホームページ◀

公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（アイヌ文化財団）<http://www.frpac.or.jp/>

北海道庁アイヌ政策推進室「アイヌ語地名リスト」

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/new_timeilist.htm